

## 文化活動ブース利用団体募集要項

この文化活動ブースは、文化芸術の推進を目的として、公益的な活動を継続的に行う団体の活動をサポートするための有料ブースです。

- 1 募集ブース数 1ブース
- 2 募集ブース名 文化活動ブース⑦
- 3 募集概要 別紙1のとおり
- 4 応募資格 文化芸術の推進を目的として、公益的な活動を継続的に行う見込みのある団体であること。
- 5 選考方法 申込書を審査の上、設置目的にふさわしい活動ができると認められる団体を選定します。
- 6 申込方法 「文化センター文化活動ブース利用申込書(新規用)」に必要事項を記入し、鳥取市文化センターホームページお問合せフォーム、郵送または持参のいずれかで提出してください。
- 7 申込期間 令和6年10月1日(火)から10月31日(木)まで
- 8 申込先 鳥取市文化センター 1階 総合受付  
(鳥取市吉方温泉三丁目701番地)
- 9 ブース見学会 ブース見学を希望される団体は、事前に連絡をお願いします。
- 10 備考 詳細については公式ホームページ、文化センター館内掲示、財団イベント案内などで告知します。



ホームページ



### 【問い合わせ先】

鳥取市文化センター (担当: 山崎)

〒680-0841

鳥取市吉方温泉三丁目701番地

電話: 0857-27-5181

## 募 集 概 要

### 1 文化活動ブースの設置目的

文化芸術の推進を目的として、公益的な活動を継続的に行う団体の活動をサポートするため。

### 2 利用料金

- (1) 利用料金は、月額10,000円（電気代込）です。
- (2) 利用期間が1か月に満たない場合又はその期間に1か月未満の端数がある場合は、日割り計算で算出した額を返還します。  
(鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第3項に規定)

### 3 規 模

1ブースあたりの面積は約8㎡で、四方が仕切られた個室で専用の事務室として利用できます。(図面は次頁を参照してください。)

### 4 設 備

- (1) ミーティング用テーブル 1脚
- (2) 椅子 4脚

### 5 選考方法

活動の公益性、活動の自主性、活動の継続性・計画性、活動の将来性・発展性、活動の意欲・熱意について、提出された申込書を書類審査して決定いたします。(活動の公益性とは、市民が営利を目的とせず自発的に行う公益性のある活動をいいます。)

### 6 利用期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日までの期間内

- ※本来ブース利用期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間。  
3年ごとに募集をいたします。

### 7 利用の禁止事項

文化活動ブースは、鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第17条に定めるもののほか、以下に該当する、又はその恐れのあるときは利用の許可をしないものとします。

- (1) 法令に反する行為。
- (2) 利用団体もしくは第三者を誹謗、中傷する行為。
- (3) 利用団体もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する行為。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する行為。
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに対する行為。
- (7) 文化活動ブースの管理上支障があると認めるとき。

- (8) 鳥取市文化センターの運営を妨害する行為。
- (9) 鳥取市文化センターが承認していない営業行為。
- (10) その他、鳥取市文化センターが不相当と判断する行為。

## 8 施設、設備、器具等のき損

文化活動ブースの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、様式第4号により鳥取市文化センターに届け出たうえ、実費相当額を弁償していただきます。

## 9 免責

- (1) 指定管理者は、利用団体の活動等に起因して生じた損害に対して、一切の保証責任を負わないものとします。
- (2) 利用団体と他の利用団体あるいは第三者と紛争が生じた場合は、利用団体は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。

## 10 文化活動ブース図面

